

第1 審査会の結論

平成28年9月1日付けの開示請求（以下「本件請求」という。）に対して、平成28年9月14日付けで宮崎県教育委員会（以下「実施機関」という。）が行った公文書不開示決定（以下「本件決定」という。）は妥当でなく、文書を特定した上で代理人3名の氏名を開示すべきである。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人は、平成28年9月1日、実施機関に対し、〇〇〇の被害者側へ「〇〇〇」と回答した代理人3名の名前の分かる文書について本件請求を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る公文書について、宮崎県情報公開条例（以下、「条例」という。）第7条の各号に該当するとして本件決定を行い、平成28年9月14日、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成28年9月21日、審査請求を行った。

第3 審査請求の内容

1 審査請求の趣旨

「不開示決定処分を取り消し、全面開示を求める」というものである。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書において述べている審査請求の理由は、次のように要約される。

- (1) 条例に基づき開示請求のあった公文書を開示するのが原則であり、不開示は例外である。この程度のことは当然開示すべきである。
- (2) 条例の目的に規定されている「公正で民主的な行政の推進に資する」ことなど全く考えていなく、怠慢である。
- (3) 弁護士らには県が公金を導入しているので、当然県民に説明責任が発生する。

第4 審査請求に対する実施機関の説明

実施機関が、弁明書で主張している内容は、次のように要約される。

1 宮崎県情報公開条例第7条第2号該当性について

〇〇〇事件において、県教育委員会が被害者側へ「〇〇〇」と回答した案件は、県内初のいじめの重大事態として社会の関心も高く、新聞やテレビ等で大きく報道された事案である。そのため、当該回答に関わる代理人3名の名前を公にすると、マスコミや記事を見た一般県民から当該代理人に対し不当な評価がなされたり、一般県民から当該代理人に対し多数の意見が寄せられ、当該代理人の業務が妨害されることが予想されるなど、個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

2 宮崎県情報公開条例第7条第3号該当性について

当該回答に関わる代理人3名の名前を公にすると、一般県民から当該代理人に対し、不当な評価がなされたり、一般県民から当該代理人に対し多数の意見が寄せられ、当該代理人の業務が妨害されることが予想されるなど、代理人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

また、各顧客との契約に係る情報は、事業を営む代理人の当該事案に関する情報であり、顧客からの依頼内容は公にしないことが通例であり、県と契約を交わしているという代理人の顧客情報を開示することにより、代理人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

以上のことから条例第7条第3号の不開示情報に該当する。

3 宮崎県情報公開条例第7条第7号イ該当性について

当該回答に関わる代理人3名の名前を公にすると、今後、契約、交渉又は争訟に係る業務において、県が依頼する全ての代理人の氏名を公表せざるを得なくなり、今後の代理人との契約に際し、県と代理人との信頼関係を破壊し、契約の継続が困難となる。また、交渉又は争訟に係る事務は、その性質上、関係者間での交渉によるべきであり、交渉に当たる代理人が特定されては、当該代理人に外部の一般県民からの圧力がかかる等の悪影響が及ぶおそれがあるため、一般県民等の外部からの圧力等によって交渉の内容が歪められる危険がある。よって、代理人の氏名の秘匿は必携である。また、一般県民からの問合せへの対応や、代理人に対する業務妨害行為等、契約にない業務や不利益が発生するおそれがあり、今後の代理人との契約に際し、県と代理人との信頼関係を破壊し、契約の継続が困難となる等から、交渉又は争訟に係る事務に関し、財産上の利益を不当に害すると認められるため、条例第7条第7号イの不開示情報に該当する。

4 宮崎県情報公開条例第7条第7号カ該当性について

交渉又は争訟に係る事務は、その性質上、関係者間での交渉によるべきであり、交渉に当たる代理人が特定されては、当該代理人に外部の一般県民からの圧力がかかる等の悪影響が及ぶおそれがあるため、一般県民等の外部からの圧力等によって交渉の内容が歪められる危険がある。よって、「当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼす」といえる。また、当該回答に関わる代理人3名の名前を公にすると、一般県民からの問合せへの対応、代理人に対する業務の妨害行為等、契約にない業務や不利益が発生するおそれがあり、今後の代理人との契約に際し、人選、契約金交渉を困難にする等県の機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすと認められるため、条例第7条第7号カの不開示情報に該当する。

第5 審査の経過

当審査会は、本件審査請求について、以下のように審査を行った。

年 月 日	審 議 の 経 過
平成29年4月24日	諮問を受けた。

	平成29年5月26日までに審査請求人から「弁明書」に対する意見書の提出はなかった。
平成29年6月1日	諮問の審議を行った。
平成29年7月18日	諮問の審議を行った。
平成29年8月24日	諮問の審議を行った。

第6 審査会の判断理由

当審査会は、本件決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 条例第7条第2号の該当性について

実施機関は、〇〇〇の被害者側へ「〇〇〇」と回答した代理人3名の名前について、本号に該当するとして非開示としているが、実施機関は、当該代理人が弁護士であることを認めており、当該情報は弁護士として事業を営む個人の当該事業に関する情報であることは明らかである。よって、その非開示該当性については、本号ではなく同条第3号の要件により判断すべきである。

2 条例第7条第3号の該当性について

本号は、開示しないことが出来る情報として「法人又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。」と規定している。

そこで、当該事案に係る代理人の氏名を開示することが、当該代理人の競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められるか否かについて検討する。

実施機関は、当該代理人が弁護士であることを認めており、弁護士にとってある事案の代理人として地方公共団体との間で契約を締結し、発生している問題について契約先の立場に立った見解を述べることは、当たり前に想定出来るものである。

また、弁護士の社会的立場及び役割からすれば、一般的に弁護士の氏名は公とされるものであり、これを開示しても、当該弁護士の信用や評価などに不当な影響を及ぼし、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害するとは認められない。

したがって、当該代理人の氏名は、本号に該当しないと考える。

3 条例第7条第7号のイ及びカの該当性について

本号のイ又はカを適用し、不開示とするには、それぞれ以下の要件を満たす必要がある。

(1) 本号のイ関係

当事者として認められるべき地位を不当に害すると認められることが当該情報

を取り巻く客観情勢から具体的に挙証できること。

(2) 本号のカ関係

事務又は事業がその根拠となる規定、趣旨に照らして公益的な開示の必要性などの種々の利益を考慮した上での「適正な遂行」といえるものであることが求められる。また、「支障」の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものが要求され、さらにその実質的な支障が「認められる」ことを実施機関が具体的に挙証できることが求められる。

第6の2(条例第7条第3号の該当性)で判断したとおり、弁護士の社会的立場及び役割からすれば、当該案件に係る弁護士の氏名を開示しても、当該弁護士の信用や評価などに不当な影響を及ぼし、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害するとは認められないと考えられるため、本号イ及びカを適用し非開示とするに十分な要件を満たしているとは考えられない。

したがって、本号イ及びカにも該当しないと考える。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。